

地球環境問題と森林・林業の今日的諸相

——我が国の国有林野事業を中心に——

野口俊邦

1. 地球サミット以降の地球環境問題と森林問題に関する国際動向

(1) 地球サミットと森林問題¹⁾

地球規模での環境問題が本格的に取りあげられた1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）は「国連人間環境宣言」を採択した。この「宣言」は、天然資源や森林等の「更新可能な資源」等は「現在及び将来の世代のために注意深い計画と管理による適切な保護」が必要であり、「更新できる貴重な資源を生み出す地球の能力は維持され、可能な限り回復または向上」されなければならないという原則を確認した。ここでいう「現在及び将来の世代のために」という考え方は、その後87年の「国連環境計画」（UNEP）特別委員会（ブルントラント委員会）で「持続可能な開発」（Sustainable Development）、すなわち「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすような開発」として提起され、さらに92年、リオデジャネイロで開催された「国連人間環境開発会議」（地球サミット）の「リオ宣言」で、「開発の権利は、現在及び将来の世代の開発及び環境上の必要性を公平に満たすことが出来るように行使されなければならない」と一層発展した概念として提起され、「持続可能な開発」は環境と開発に関する最大のキーワードとして国際的に定着し、今日に至っている。

地球サミットでは「リオ宣言」、「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択され、「気候変動枠組条約」（地球温暖化防止条約）、「生物学的多様性保護条約」が調印された。

「森林原則声明」には、いくつかの重要な確認事項が盛り込まれている。その1つは、「森林問題は、持続可能な基礎の上に立った社会・経済発展への権利をふくむ環境と開発のすべての問題及び機会と関連する」という環境と開発における森林問題の全面的な関連性と重要性の指摘である。第2は、「森林資源及び林地は現在及び将来の世代の人々の社会的、経済的、生態学的、文化的、精神的な必要を満たすため持続的に経営されるべきである。これらの必要は、木材、木製品、水、食料、飼料、医薬品、燃料、住居、雇用、余暇、野生生物の生息地、景観の多様性、炭素の吸収源、貯蔵庫のような森林の財及びサービス及びその他の林産物に対するものである」という森林資源の多様な価値と持続的経営の必要性である。第3は、「森林の経営、保全及び持続可能な開発における責任は多くの国において連邦・中央政府、州・地域・地方自治体に分割されていることを認識しつつ、各々の国ではその憲法及び、あるいは法律に従い、政府の適切なレベルでこの諸原則を追求すべきである」という、持続可能な開発における責任の所在が第一義的に

は政府にあるという指摘である。

こうした①森林問題の全面的な関連性と重要性、②森林の多様な価値と持続的な経営の必要性、③森林の持続的経営における政府の責任の第一義性が国際的に承認されているにもかかわらず、これらはいまだ「理念」や「理想」の段階にとどまっており、現実の世界にあっては、南北問題を軸とした経済至上主義あるいは「国家益」（国民益ではない点が重要）の追求が主たる潮流となっているとみられるのである。その典型は森林条約が未締結に終わったことに端的に示されている。

地球サミットでは、当初、森林条約の締結が予定されていた。しかし、これは実現されず「森林原則声明」の採択にとどまった。その原因は、表面的にみれば、拘束力のある条約を推進しようとしたのがアメリカ、ドイツ、カナダなどの先進国であったのに対し、自らの森林資源の開発に対する干渉を嫌ったマレーシアなど森林資源保有の発展途上国が反対したからであった。しかし、日本とともに世界最大の木材輸入国であるアメリカは、その後、97年6月の国連環境開発特別総会で「条約は各国の林業を規制し、主権を犯すことになるので、これ以上の交渉は不必要」と森林条約締結に向けての動き（EUは今日でも積極的）に反対し、日本もこれに追随するなど、建前は著しく後退し、本音が全面に出てきている。

このように、21世紀に向けた環境問題重視の国際的潮流にもかかわらず、先進国、とりわけアメリカ、日本等における経済・国家益重視の残存（むしろ強化）は、地球環境問題全般ならびに森林問題の解決に大きな障害を生み出しているのである。こうした問題点をさらに浮き彫りにしたのが、地球サミットで採択された地球温暖化防止条約の第3回締約国会議（京都會議、1997年12月）及び同第4回会議（ブエノスアイレス会議、1998年11月）であった。

以下、この点を検討してみよう。

（2）温暖化防止締約国会議と森林問題

温暖化防止条約は、地球サミット開催直前の1992年5月9日、「先進国が西暦2000年までに温室効果ガスの人為的な排出量を1990年レベルに戻す」という目的をもって政策・措置を講じ、その実施状況を報告すること等を内容として採択されたものである。そして地球サミット（6月3～14日）において155カ国が署名、その後も各国がこれを締結し、1994年3月に発効した。

しかし、温室効果ガスの排出量抑制については、法的拘束力のない努力目標に過ぎないこと、2000年以降の具体的取組に関する規定がないこと、などの問題点を含んでいた。この点を踏まえ、1995年ベルリンで開催された同条約の第1回締約国会議（COP1）は、先進国の温室効果ガスの排出量について数値目標を設定し、その達成のために先進国が取るべき政策、措置など、国際的な取組みについて定める議定書等の法的文書を、1997年開催の第3回締約国会議（COP3、京都會議）で採択することが決定された（ベルリン・マニフェスト²⁾）。

こうして開催された京都會議において、とにもかくにも温室効果ガスの削減目標が議定書の中に盛り込まれたことは、ひとまずの成果として評価されなくもない。1990年を基準とし、2008～2012年の平均値として先進国全体で5%、国別ではEU8%、アメリカ7%、日本6%などがそれである（表-1参照）。しかし、削減目標設定の経緯と結果をみれば、看過しえない重大な問題点が含まれている。

表-1 先進国及び市場経済移行国の温室効果ガス削減目標

削減率	締 約 国
-8%	オーストリア、ベルギー、ブルガリア*、チェコ*、デンマーク、エストニア*、欧州共同体、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア*、ルクセンブルグ、モナコ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア*、スロバキア*、スロベニア*、スペイン、スウェーデン、スイス、英国
-7%	アメリカ合衆国
-6%	日本、カナダ、ポーランド*、ハンガリー*
-5%	クロアチア*
0%	ニュージーランド、ロシア連邦*、ウクライナ*
+1%	ノルウェー
+8%	オーストラリア
+10%	アイスランド

(注) *：市場経済への移行の過程にある国

資料：国連気候変動枠組条約京都議定書附属書Bより環境庁作成

出所：平成10年度『環境白書』（総説）10頁より。

温室効果ガスの最大の部分であるCO₂排出量（1995年の炭素換算総数64億トン）の22%を占めるアメリカ（第2位中国14%、第3位ロシア8%、第4位日本5%など）は、すでに90年以降、CO₂排出量を増大させており、2008～2012年に向けて90年値に抑制（削減率0）することでも困難であることを強調していた国である。それが結果的にEUに次ぐ高い削減目標を設定しえたのは、ひとえに「柔軟性条項」が認められたことによるものである。「柔軟性条項」の主な項目と内容は次のとおりである。³⁾

① 排出量取引

二酸化炭素等の排出総量をあらかじめ定めた上で、排出量に等しいだけの排出権を個々の主体に割当て、市場における主体間での排出権の売買を認める制度である。つまり、排出削減費用の高い国が排出削減費用の安い国から排出量の権利を購入することである。

② 共同実施

先進国が有する地球温暖化防止に関する技術、ノウハウ、資金等を組み合わせ、他の先進国において温室効果ガスの削減を行い、その削減量の一部を該当先進国（技術、ノウハウ、資金等を提供した先進国）の削減量としてカウントすることにより、地球温暖化防止対策を費用効果的に実施することを目的とするものである。

③ クリーン開発メカニズム

発展途上国の持続可能な開発と気候変動枠組条約達成を支援し、かつ先進国の数値目標の達成を支援するものとして定められている。具体的には先進国の支援のもと途上国で排出量の削減の成果があった場合、先進国削減量としてカウントできる。

④ ネット方式

1990年以降の新規の植林及び森林減少に限定した人為的活動に起因する温室効果ガスの排出及び吸収の純変化についても、削減量として数えられる。

⑤ バブル（共同達成）

数値目標の達成の約束を共同で果たすことである。そのバブルに入っている国は、国別の事情

により、そのバブル参加国の全体の合計量の範囲内で、削減義務の差異化をすることができる。

要するに「柔軟性条項」とは、自国内で削減目標を達成しえなくても、持てる資金、技術、ノウハウ等によって他国で達成した分を自国の削減分としてカウントしようという、いわば「抜け穴」である。アメリカがこの制度の中心的推進者であったほか、先進国はおおむね理解を示したが、途上国は、「先進国が自国内の対策に努力すべきであるとしてこれに強く反発した」⁴⁾のも当然のことである。アメリカは98年9月、「京都会議の削減目標は国内経済に大きな悪影響を与えずに達成できる」との報告書を議会に提出しているが、その根拠は、削減量の3/4を排出権取引などの「柔軟性条項」でカバーする⁵⁾とした「海外頼み」であり、日本でも6%のうち、2%近くは「柔軟性条項」をあてにしている。

「柔軟性条項」の中でもアメリカ、日本等が注目しているのは排出権取引であり、その主要な取引先はロシアである。ロシアの削減目標は0となったが、ソ連崩壊後の長期的経済低迷のため、90年～95年のCO₂排出量はすでに18%も減少し、2000年にかけては20～30%の減少となる見通しで、2008～2012年では大きな「排出枠」をもつことになった（アメリカの専門家によればロシアの経済的利益は今後10年間で2,000億ドルに達するとされている⁶⁾）。ロシア政府と世界銀行の調査によれば、排出権取引の基準価格は炭素換算1トン当り30～60ドル（平均50ドルで1ドル=120円とすれば1トン=6,000円）が適切であり、その主な買手は米国、日本、カナダ、オーストラリアなどとされている⁷⁾。これらを反映して、英国政府とロンドン国際石油取引所（IPE）は排出権の常設取引市場を同取引所に創設する方向で動き出し、またシドニー先物取引所（SFE）でも市場開設の意向をもっている⁸⁾とされている⁹⁾。

もし、仮にアメリカ及び日本が自ら設定した削減率7%および6%を全量この排出権取引に依存しようとするれば、アメリカの場合14億トン（世界のCO₂排出総量64億トンの22%）の7%分約1億トンをトン当り50ドルとして50億ドル（6,000億円）、同様にして日本3.1億トンの6%分約1,800万トン=9億ドル（約1,100億円）で買い取ることが可能であって、これで自国内での削減は全面的に免れ、経済活動に専念できることになるのである。

もう1つ、「柔軟性条項」の中で注目され、にわかに動きが活発化しているのが、「ネット方式」を軸とした企業の植林活動である。主要なものを列挙すれば、①石油メジャーのロイヤル・ダッチ・シェルがチリやニュージーランドなどで20万haの植林用地を購入し、すでに12万ha¹⁰⁾を植林、②トヨタ自動車は日本製紙、三井物産と組んで植林事業の新会社をメルボルンに設立、西オーストラリアで土地取得を進めている¹¹⁾、③王子製紙、伊藤忠商事、講談社、電源開発の4社は近く共同で新会社をブリスベンに設立し、植林事業に乗り出す¹²⁾、④関西電力、電源開発、トヨタ自動車が紙・パルプ業界が運営する「海外産業植林推進センター」（会長・王子製紙社長）に加盟、同センターは海外植林のノウハウを蓄え、アジアや南米などで植林事業の可能性を調査するため紙パ各社や商社、海運会社などが1998年3月に設立¹³⁾、⑤王子製紙、新日本製鐵、東京電力など経団連の主要企業25社・機構が経団連内に植林協力部会（部会長・王子製紙社長）を設置し、中国で10～20年後をめどに数万～10万haの植林に乗り出す¹⁴⁾、などである。

従来の常識からは奇異に感じられる異業種企業からの植林活動への参入は、何を意味しているのであろうか。第1には、各国のCO₂削減目標は各産業界、さらには各社にまで振り向けられることになるが、その削減分を植林によって負担する（「ネット方式」の活用）、第2には、先進国

間では「共同実施」、発展途上国との間では「クリーン開発メカニズム」としても削減にカウントできる、③もし、この植林によってCO₂排出枠に余裕が出れば、「排出権取引」の材料にすることができる、などである。

ここにみられるのは「CO₂の市場化」「CO₂削減効果の市場化」など、まさに「環境の市場化」の急速な進展である。その契機を与えたのが「温暖化防止条約」であり、「京都会議」での削減目標の設定と「柔軟性条項」の導入であった。そしてここにCO₂吸収源としての森林＝植林に対し新たな注目と期待が寄せられることになった。しかし、森林に果たして期待されるだけのCO₂吸収力が備わっているのであろうか。この点に関する最近の研究成果をいくつか紹介しておこう。

- ① 1988～92年の平均年間CO₂吸収量は炭素換算で北米が17億トン、ユーラシアが1億トン、その他の地域は吸収効果より森林に生息する微生物などによる排出量の方が2億トン上回っていた（米プリンストン大学J・サーミアント教授、コロンビア大学高橋太郎教授等のグループ）。

この研究成果に対しては、「北米の吸収量を過大に見積もっている」（米大気研究センターのシメル博士¹⁵⁾）との批判も出ている。

- ② 「アマゾンを中心とした熱帯雨林によるCO₂吸収が大きい」（英国と南米の共同研究グループ¹⁶⁾）

- ③ 経済活動によるCO₂排出量が約8億トンなのに対し、吸収量は1.2～2.8億トン（EUの「EUROFLUX」観測プロジェクト¹⁷⁾）

- ④ 様々な森林のタイプについてCO₂濃度を測るには鉄塔観測が必要だが、鉄塔を使って数年以上観測しているのは世界でも10カ所以下にすぎない。その観測結果は表-2のように森林のタイプによって結果は大きく異なっている。「京都議定書のように森林地上部だけを主な対象に吸収量を算定するのでは、現実の森林のCO₂収支とかけ離れたものになる」（広島大森林生態学中根周歩教授¹⁸⁾）。また「いまの段階で森林が大気中の二酸化炭素を吸収する効果を正確に評価するのは無理があり、これからもっと研究が必要だ」（通産省工業技術院資源環境技術総合研究所山本晋大気環境予測研究室長¹⁹⁾）。

以上から言えることは、森林のCO₂吸収量に関する研究は、まだ緒についたばかりで、森林のタイプ（地域、地帯、針・広葉樹、常緑樹・落葉樹、樹齢など）によっても大きく異なり、明確に定量化できないのが今日の到達点だということである。したがって「柔軟性条項」に「ネット方式」という形で森林のCO₂削減効果を加え、かつ過大にカウントするやり方は非科学的であり、アメリカ、日本等の自国におけるCO₂削減努力を怠るための口実と化しているといわざるをえない。しかも問題なのは、架空の「森林のCO₂吸収効果」に便乗した大企業の植林活動が大々的に展開されようとしている点である。大企業がもし本気で世界の緑化を考えているのなら、まず自国内に投資すべきであって、投資先が発展途上国やニュージーランド、中国等であるのは、安上がりには、場合によっては利益を上げることも可能（例えばニュージーランドでは林業は成長産業であり輸出産業である）であり、さらには紙パ資本にとっては将来の有利な原料確保等にもなるからにはほかならない。

京都会議によるCO₂削減目標の設定は、以上のような新たな問題を惹起させてきたのであるが、「京都議定書」が締約国で批推され、発効すれば、削減数値は法的拘束力をもつことになる。

表-2 森林の鉄塔観測による CO₂ 吸収量（中根教授作成）

調査地	吸収量・トン	森林タイプ
ブラジル・ロンドーニャ州	1.0 4.5	熱帯多雨林
米国テネシー州 オークリッジ市	5.3 4.4	温暖帯カシ林
米国マサチューセッツ州	3.7	冷温帯ナラ林
中央イタリア	4.7	冷温帯ブナ林
高山市	1.11 0.67 1.36	冷温帯カンバ・ナラ林
カナダ・サスカチュワン州	1.3 0.56	亜寒帯ポプラ林 亜寒帯トウヒ林

注：吸収量は1ヘクタール当たりの年間炭素換算トン。高山市のデータは年ごとの値。
日本以外の複数データは異なる森林の値。

出所：読売新聞1998年2月19日付け

1998年11月のブエノスアイレス会議（COP4）の焦点は、その発効に向けてCO₂等をどう削減するか、具体的な国際ルールの中土台作りのはずであった。しかし、結論的に言えば、各国の主要な対立点を浮き彫りにし、2年先に決着することで合意しただけで閉幕となったのである²⁰⁾。対立点の1つは、温暖化防止の枠組みに発展途上国の参加を求めるかどうかである。アメリカは「主要途上国の意味ある参加がなければ議定書を批准しない」といい、日本は「アメリカが批准しない議定書は無意味だ」として途上国の参加を強要したのである。しかし、条約と議定書の大前提は、「地球温暖化は全地球規模の問題だが、温暖化に主要な責任があるのは先進工業国なので、温室効果ガス削減の拘束力をもった削減義務はまず先進工業国側が公約する」という合意であって、アメリカや日本の主張は、この合意を根底から掘り崩すものであると同時に、自国の公約不履行の責任を発展途上国に転嫁しようとするものにほかならない。

第2の対立点は、「柔軟性条項」の取扱いをめぐるものである。EUや途上国グループ（G77と中国）が削減目標は主に国内措置で実施すべきで、「柔軟性条項」はあくまで補完措置だと主張（京都議定書には「柔軟性条項」は「国内の措置に対し補完的」と明記されている）したのに対し、やはりここでもアメリカ、日本等は「柔軟性条項」の無制限利用を主張する文書まで提出したのである。

アメリカ、日本の環境問題に対する姿勢は今後とも国際舞台の中できびしく問われるであろうが、とりわけ我が国政府の対応は、京都会議の議長国という立場を含めて考えれば、歴史上の汚点として残ることになろう。

このような環境問題およびその中できわめて重要な位置を占める森林問題に対する政府のスタンスは、我が国林業問題、なかんずく国家の施策がストレートに反映される国有林野事業の中に端的に貫かれている。以下、国有林野事業の展開過程と諸問題を具体的に検討していこう。

2. 国有林野事業の展開過程

(1) 国有林野事業の財政危機と「改善計画」の破たん

我が国国有林は765万ヘクタール（林野庁所管）で、森林面積の約3割を占める最大の森林管理・経営体である。国有林は、我が国の総素材（丸太）生産量2,200万 m³のうち460万 m³、21%（1996年）を供給する一方で、保安林面積の48%、自然公園の41%、自然環境保全地域の41%、史跡名勝天然記念物の76%、鳥獣保護区の32%を占めるなど、国土・環境の保全、学術、文化の維持・発展にとってもきわめて重要な位置を占めている。

国（林野庁）自らも、こうした状況を反映して、国有林野事業の使命として、①林産物の計画的・持続的な供給、②国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等の森林の有する公益的機能の発揮、③国有林野の活用、国有林野事業の諸活動とこれに関連する地域の産業活動等を通じた農山村地域振興への寄与、という「三大使命」を掲げている。

これら国有林の経営目的としての使命は、いづれも国民の福祉向上に寄与するという点で、国民奉仕あるいは「国民的公共性」をうたっていることは明確である。しかし、現実の国有林野事業は「国民的公共性」からの著しい離反²¹⁾については事業そのものの破たんにまで追い込まれてきている。詳細は別稿に譲るとして、国有林野事業が破たんに至るまでの戦後展開過程と「改善計画」の問題点を概観しておこう。

戦後国有林野事業は、「国有林野事業を企業的に運営し、その健全な発達に資するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する」（国有林野事業特別会計法第1条、1957年制定、●点は筆者）というように、独立採算制を前提とした企業特別会計制度の下で出発した。つまり「収支均衡」が第一義的に義務づけられたのであり、国有林が果たすべき「公共性」と会計制度との間に当初から矛盾を孕んでいたのである。それでも戦後復興期、高度成長期にあっては、木材価格の高騰と成長量を大幅に上回る伐採＝過伐によって「黒字」を計上し、累積損益でピーク時（1974年）には1,576億円もの利益をあげた。しかし、独算制にもかかわらず、利益のうち923億円は、「林政協力費」の名の下に一般会計に繰入れられたのである。

低成長期になると外材の大量導入（61年から急増した外材は早くも69年に用材需要量の過半に達した）によって国産材価格は低迷し、当年度損益でも年々損失を計上することとなった。76年からはついに借入金の導入（原資は財政投融资資金）を余儀なくされ、借入金の額も年々増大していった。この事態に対し、国によって打ち出された対策が、「国有林野事業改善特別措置法」（以下「改善法」と略称）の制定と、同法にもとづく「国有林野事業の改善に関する計画」（以下「改善計画」と略す、いづれも1978年）の樹立である。

特徴は、20年間（1998年度まで）に「収支の均衡を回復する」ことを最大の課題とし、徹底的な収入確保と支出削減をはかっていける体制を最初の10年間（「改善期間」）で整備していこうというところにある。78年から今日まで、収支均衡を達成すべく臨調、林政審議会、財界等から次々と提言、答申等が出され（表-3）、国有林野事業の「改善」策もこれらにそって実施されてきた。

表-3 国有林野事業の「改善」に関する提言・答申など

年・月	提言・答申	その特徴
1978・9	「国有林野事業改善特別措置法」の制定 「国有林野事業の改善に関する計画」（第1次「改善計画」）	1997年度までに収支均衡回復、改善期間1978～1987年度、機構統廃合、人員削減（現在6.5万人）、請負化＝「民営化」本格化
82・9	日本経済調査協議会「森林・林業政策について—21世紀への展望」	行政と民業部門の分離、一切の直営事業廃止
83・3	臨調最終答申	国の行なう業務は必要最小限、事業実行は民間事業者、地元労働力
83・9	林政審国有林野部会中間報告「国有林野事業の改革推進について」	立木販売指向、請負化促進、直よう事業の調査、高度作業等への特化
84・1	林政審「国有林野事業の改革推進について」	88年度までに5.5万人→4万人、3,000億円の土地・林野売払い等収入
84・6	新「改善計画」（第2次）	改善期間1984～1993年度、天然更新へ大きく傾斜（今後10年間天然更新69万haに対し人造林36万ha）、担当区事務所の統廃合、レク事業は収入確保策に
85・2	経済同友会「21世紀に架ける緑のニュースキーム」	行政機関と独立した組織体への移行
86・3	中山素平「国有林野事業の改革について」	分割民営化（6営林会社—電力、私鉄等参加の第三セクター）、営林会社は資産処分権を有す
86・8	林政審国有林野部会中間報告「国有林野事業の改善に関する計画の改訂・強化について」	93年度までに人員6割削減（4.6万人→2万人）、森林を機能別に3区分
86・12	林政審議会「国有林野事業の改善に関する計画の改訂・強化について—経営体質の転換・改善に向けて—」	徹底した減量経営、国有林野8機能区分 1993年度までに2万人規模へ、定年前退職の促進と受皿（林業事業者）づくり、森林空間の積極的利用
87・5	「国有林野事業改善特別措置法」の改正	保安林等の保全経費に一般会計から繰入れ 償還金の借換え 借換資金に対する一般会計からの利子補給
87・7	林政審議会「国有林野事業の改善に関する計画の改訂」	徹底した減量経営（定員内13,000人、定員外7,000人） 森林整備方針の転換＝長伐期化、複層林、森林空間の総合利用（ヒューマングリーンプラン） 過去5ヵ年間の1.5倍・4,500億円の売払収入
87・7	改訂「改善計画」（第3次）	林業生産部門での最大限の収入の確保と支出の抑制、直よう事業の特化4.3万人→2万人 ヒューマングリーンプランは重要事業
87・10	経済団体連合会「森林・林業についての考え方と林業経営確立のための課題」	経営形態の抜本的見直し 企業の経営ができる体制へ改革
90・4	臨時行政改革推進審議会（新行革審）最終答申	一層の「合理化」推進と累積債務対策 民営化の徹底と国有林野事業の抜本的改革 林政審における抜本的改革に向けての本格的検討
90・7	総務庁「国有林野事業に関する行政監察結果に基づく勧告」	国有林野事業の在り方、費用負担方法等を法的措置を含めて検討、債務処理方策の検討 民有林助成並みの一般会計繰入れとひきかえに、一層の「合理化」強要、1万人体制の示唆
90・8	林政審中間答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」	国有林野の4機能区分と国・民一体の流域管理システムへ対応した管理経営 経常事業部門と切り離した累計債務の別途処理方策の検討、資産処分の徹底、民営化の徹底 公益的機能の国民費用負担
90・12	林政審答申「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」	中間答申を継承。資産処分収入を充当するため累積債務を経常事業部門と区分。2000年度までに経常事業部門の収支均衡、森林調査、境界保全等以外の現状部門は民間実行。93年度末までに2万人規模とし、以降さらに削減、一般行政的費用への一般会計負担拡充、公募による分収造林等推進。
90・12	閣議「国有林野事業改善大綱について」	林政審答申の具体化、営林署、担当区事務所を3分の2に統合。必要な治山事業所を除き事業所は廃止。森林法及び国有林野事業改善特別措置法の改正と「改善計画」の改訂。

91・4	国有林野事業改善特別措置法の改正	収支均衡年を1997年度から2010年に延長 2000年度までに経常事業部門の財政健全化 一般会計からの事業勘定への繰入れ対象の拡大、土地 売払い収入等の累積債務処理への充当 58歳未満退職者への特別給付金の支給。
91・4	森林法の改正	流域管理システムのための森林計画制度の改正 森林整備事業計画制度の創設 森林整備協定の締結 特定森林施業計画 森林施業代行制度
91・7	新たな「改善計画」（第4次）	収支均衡2010年度 改善期間1991～2000年度 流域管理システムの確立、森林の機能類型に応じた管 理経営、別途財源措置、森林都市の形成 93年度までに3.1万人→2万人、以降必要最小限の要 員規模に 2010年度までに1兆3,000億円の売払い収入
91・7	国有林野経営規定の改正	地域施業計画の廃止と施業管理計画の樹立 地種区分の廃止と4類型区分に応じた運営、業務計画 の廃止、標準伐採量の決定は木材生産林に限定、施業 団の廃止と生産群の設定
94・4	労資合意	95年度末1.7万人に
95・12	々	2000年度末に1万人に
96・12	会計検査院「決算検査報告」	国有林野事業「破たん」宣告
96・12	「行政改革プログラム」閣議決定	抜本的改善策の検討・策定と法律案を1998年の通常国 会に提出
97・7	林政審中間報告「国有林野事業の抜本的改革の方向」	現業部門の全面民間委託と要員規模の1万人以下への 削減 資産処分の徹底 「国民参加」「国民のため」「国民の森林」作りと受益 者負担の強化 公益的機能重視への転換
97・8	自民党の職員縮減案	2003年までに約5,000人に
97・8	農水省および林野庁による機構改革案	14営林（支）局→7森林管理局 264営林署→98流域管理センター
97・9	行政改革会議中間報告	農水省は解体、森林（原生林等）は環境安全省、治山、 治水、水利、森林、食料等は国土保全省 森林管理は独立行政法人（日本版エージェンシー）
97・12	財政構造改革会議企画委員会、座長（加藤紘一）案了 承	累積債務3兆8,000億円を一般会計（2兆8,000億円）、 林野特会（1兆円）に分離、 一般会計分は60年で返済（元本は国債費、利払い費は 財投借り換え、林野公共費の削減、たばこ増税など 充当） 特会分は50年で返済（木材・土地等の売却）
97・12	総務庁行政監察結果	事業民営化に向けて職員の徹底削減 経営目的・費用負担の明確化 直営事業の早期廃止 保有資産の売却推進
97・12	林政審答申「林政の基本方向と国有林野事業の抜本的 改革」	営林署等は流域単位に再編 事業実施は全面的に民間委託 独算制を廃止し、一般会計からの繰入れを前提とした 特別会計に 累積債務処理 <ul style="list-style-type: none"> ・返済可能な債務——一般会計からの利子補給、資産 の売払、林産物の販売収入 ・返済不能な債務——一般会計に承継

注：各答申等から作成

「改善計画」が計画し、実施してきた収入確保策とは、従来の林産物販売に加えて、①土地・林野・土石等の売払い、②分収育林及びヒューマン・グリーン・プラン（森林空間総合利用事業）と称する国有林内での民活によるリゾート開発と「収益方式」（旧来の「地価方式」に代えていわば売上税方式でより高い地代を取得）による貸付料であり、支出削減策としては①組織・人員の削減と森林組合等の民間林業事業者への請負わせ（直営・直用事業の「民営化」）、②天然林施業と称する施業の手抜き・放置、などである。これらが1978～97年度の20年間に具体的にどのように実行されてきたのかを概観すれば以下ようになる。

① 林産物販売収入は2,268億円（自己収入の88%）→658億円（同51%）に減少し、貸付・分収育林収入等と林野・土地売払い収入の合計額（不動産収入）は194億円（8%）→458億円（35%）に著増、またこの間の累計額では貸付等収入1500億円、売払い収入9,800億円、合計1兆1,300億円で、林産物収入累計3兆6,000億円の31%を占める（表-4参照）。

② 組織機構の統廃合では営林局14のうち5支局化、営林署351→229（35%減）、森林事務所（旧担当区事務所）2333→1256（46%減）、事業所1214→71（94%減）と中央＝管理部門より出先＝現業部門の一層のスクラップ化

③ 人員数も6.5万人（うち定員外3万人）→1.4万人（同0.5万人）に著減

④ 木材の販売方法別（素材販売・立木販売）販売量では素材販売の割合が41%→25%に低下、素材生産量に占める直用割合は76%→29%に低下するなど直用事業の削減と下請化の進展

⑤ 放置施業の代名詞である天然生林施業の割合は更新面積の54%→83%に著増、逆に単層林（人工林施業）は40%→5%に著減

⑥ 最大の眼目であった「財政再建」は債務残高2,200億円から3兆7,000億円に増大し、「改善計画」は「破たん」（96年12月の会計検査院「決算検査報告」）

このように、組織・要員の壊滅的削減、施業の手抜きによる山荒らし、国有資産の切り売り、乱開発（ヒューマン・グリーン・プラン）など、「将来の世代」に対してはもちろんのこと、「現在の世代」の国民に対しても「国民的公共性」の責任を放棄した乱暴極まりない「収支均衡」策を強行し、挙げ句の果てに、「財政破たん」にたどりついたのが「改善計画」の帰結だったのである。

何故、「改善計画」は「破たん」にたち至ったのか。その原因は明確である。最大の要因は、独立採算制を前提とした企業特別会計制度が国有林野事業に適用され、収入不足には一般会計からの繰り入れを極力回避し、財政投融资資金からの借入で対応させたのであるが、この金利（累積債務の平均金利5.2%）が林業経営を通じて実現される利回り（97年0.3%）をはるかに上回り、林業経営を継続すればする程、借金が膨れ上がる構造となっていたからである。

ちなみに、78～97年度の借入金総額は約4兆9,000億円であるのに対し、償還金・利子は3兆3,000億円（うち利子だけで2兆1,000億円）にもたっし、借入金の3分の2は返済にあてられ、なおかつ債務は増大しつづけるという、まさに「サラ金財政」の典型が国有林を舞台に演じられてきたのである。また、97年度だけをみても、1日当たり金額で示せば、主たる収入である林産物収入1.8億円に対し、償還金・利子は8.7億円、利子のみで4.9億円という異常さである。

このような状況を放置したままでは、国有資産の切売りや施業放棄、人員の極限状況までの削減を行っても“焼け石に水”であって、経営破たんは必至だったのである。これを承知で財投の

表-4 国有林の財務状況の推移

区 分	年 度	78	83	88	92	97	97/78	78-97 累計
収 入		3,613	4,827	5,757	5,675	5,504	1.52	103,734
自 己 収 入		2,568	2,665	2,907	2,333	1,301	0.51	50,258
うち 林 産 物 収 入		2,268	2,151	1,926	1,375	658	0.29	35,909
うち 貸 付 ・ 分 収 育 林 収 入 等		17	26	103	116	92	5.41	1,496
うち 林 野 ・ 土 地 売 払 い		177	362	731	659	366	2.07	9,779
うち 治 山 勘 定 より 受 入 れ		59	79	104	142	159	2.69	2,188
一 般 会 計 より 受 入 れ		48	92	150	363	609	12.69	4,911
借 入 金		997	2,070	2,700	2,979	3,595	3.61	48,565
支 出		3,743	4,778	5,676	5,805	5,526	1.48	104,210
事 業 支 出		3,638	3,970	3,733	3,375	2,358	0.65	70,388
う ち 人 件 費		(236) 2,513	(257) 2,764	(448) 2,815	(427) 2,475	(331) 1,713	0.68	50,433
う ち 物 役 費		1,091	1,167	915	889	632	0.58	20,282
長 期 借 入 金 利 子 ・ 償 還 金		105	808	1,943	2,430	3,168	30.17	33,191
う ち 長 期 借 入 金 利 子		105	593	1,139	1,551	1,792	17.07	20,843
債 務 残 高		2,227	9,509	18,876	26,730	37,446	16.81	
損 益		△ 991	△ 669	△ 535	△ 1,060	△ 1,395	1.41	
累 積 欠 損 金		961	5,168	8,058	11,450	17,538	18.25	

注：1 収入，支出は発生ベースである。

2 () は，退職手当で内書である。

3 貸付・分収育林収入等には，森林空間総合利用事業収入を含む。また，貸付収入は，林地・土地の貸付に係るもののみである。

4 土石等売払い収入は，90年度以前は林産物に含み，91年度以降は林野・土地の売払い収入に含む。

出所：平成9年度「国有林野事業の改善の推進状況」より作成。

貸付け・借入れをし続けた政府・大蔵ならびに林野官僚の責任は取り返しのつかない程重いと
わざるをえない。

(2) 国有林野事業の「抜本的改革」策の検討

国有林野事業の破たんを国自身も認めざるをえなくなった1996年11月，林政審議会の専門部会として「森林・林業基本問題部会」が設置され，国有林野事業の「抜本的改革」策が検討されてきた。その結果が97年7月の林政審中間報告，12月の最終答申であり，「国鉄長期債務の処理のための具体的方策及び国有林野事業の抜本的改革について」（12月25日閣議決定）及びこれを受けての国有林改革関連二法（「国有林野事業の改革のための特別措置法」と「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」）の公布・施行である（98年10月19日）。

これらの中で確定された国有林野事業の「抜本的改革」策とは，①林産物供給重視から公益的機能重視への転換，②現場作業の全面的民間委託と組織，要員の徹底した削減（97年度の1.4万人から2003年度の5,000人体制へ），③独立採算制を前提とした企業特別会計制度から一般会計からの繰入れを前提とした特別会計制度への移行，④98年度中に3兆8,000億円に達する累積債務のうち，2.8兆円は一般会計へ肩代わりさせ，残りの1兆円を新たな国有林野事業会計に引き継ぎ50

年かけて返済する、という4点である。以下、この4点が孕む問題点を検討しておこう。

まず①についてみれば、現行の機能類型別森林面積で公益林（国土保全林、自然維持林、森林空間利用林）46%、木材生産林54%となっているのを、「新たな森林整備の推進方向」（96年）で示された3区分にそって公益林（「水土保全」重視、「森林と人との共生」重視）79%、木材生産林（「資源の循環利用」重視）21%と公益林の大幅な拡大と木材生産林の大幅な縮小がはかられている。先進国最低の木材自給率20%をいかに向上させるかという観点は無責任にも完全に無視されており、このままでは、自給率のさらなる低下も必至であろう。一方、「水資源のかん養と洪水の防止」、「生活環境保全」、「生物多様性の保全」、「砂漠化・地球温暖化の防止、大気浄化」など森林の公益的機能を強調するのは、先述の「地球サミット」、温暖化防止京都会議など、環境重視の国際的潮流に便乗しつつ、「国民の森林」「国民参加」などをうたい文句に、その「受益者」である国民に負担を強要しようというねらいである（基金、新税、水道料金上乘せ、環境整備協力金、さらには後述の国有林野事業の債務処理策としての一般会計負担など）。

②の現場作業の全面的委託と5,000人体制による国有林野の「一元的管理」に関しても矛盾だらけの「改革」案である。「改善計画」（78年）が開始される時には6.5万人いた職員が97年度1.4万人まで削減され、森林施業の手抜き・放置が進められてきたのに、さらに5,000人体制で同じ760万haの国有林のまともな「一元管理」がどのようにして可能だというのであろうか。

「答申」も「すべての国有林の経営を民間に委ねることについては、公益的機能の高度発揮がより重視されている今日」、「問題がある」（61頁）としているのであって、すべての現場作業を森林組合などに請負わせ料を支払って効率的（安上がり）にやらせるやり方は「公益的機能重視」とは明らかに矛盾・対立するものである。結局は、人員削減＝支出削減＝「収支均衡」のみが追求され、現在及び将来の世代の多様なニーズに応える立派な「国民の森林」作りという観点は、言葉とは裏腹に完全に欠落している。

③、④の会計制度及び債務処理策についていえば、①、②の「国民の森林」作りにふさわしい方針や組織体制が確立されていることを前提としつつ、これまでの膨大な累積債務の原因と責任の所在が明確にされてはじめて、血税導入（一般会計からの繰り入れや債務の一般会計への移行）に対する国民的納得が得られるものであろう。したがって、さらなる山荒らしを押し進め、山作りに必要な組織や担い手を解体しながら財政的な支援のみは一般会計に依存しようとする今回の「抜本的改革」は、到底認めるわけにはいかないのである。

以上のことを確認しつつ③について検討すれば、今後50年間にわたって年間520～570億円の一般会計からの「恒久的繰り入れ」が予定されているが、93年～96年度の実績においても、すでに年間510億円～610億円の一般会計からの繰り入れが行われてきている。したがって、一般会計からの繰り入れ額は従来と変わるものではないが、問題はこの金額の多寡ではなく、そのことの山作りに果たす役割である。この方針では年間500億の血税を山荒らしに使うようなものであって、むしろ年間2,000億円前後の一般会計導入によって当面「3万人体制」に組織を拡充しながら真の「国民の森林」作りに前進する方が、むしろ国民の利益とニーズにそうものだといえよう。²²⁾

つぎに、④の債務処理策にも看過しえない重大な問題が含まれている。一般会計に移行させるとする2.8兆円の元本は「国全体の歳出・歳入両面にわたる努力」により60年間で返済し（年間約470億円）、利子返済（710億円）には一般会計国債費（農林水産省予算）355億円とたばこ特別税

表-4-① 今後の林産物収穫予測

(単位: 万 m³)

平成11～15年度	16～20	21～25	26～30	31～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60
460 (250)	670 (370)	840 (420)	1,190 (440)	1,320 (410)	1,460 (370)	1,530 (330)	1,580 (270)	1,580 (240)	1,590 (220)

(注) 1 数値は、収穫量の年度平均 2 () は、間伐で内書

表-4-② 今後の国有林の収支試算

(単位: 億円)

区 分	平成10 年 度	11～15 (平均)	16～20 (平均)	21～25 (平均)	26～30 (平均)	31～35 (平均)	36～40 (平均)	41～45 (平均)	46～50 (平均)	51～55 (平均)	56～60 (平均)
収 入	3,900	2,050	2,020	1,850	1,770	1,860	1,930	2,010	2,070	2,080	2,100
林産物収入等	600	400	520	620	880	1,030	1,160	1,240	1,310	1,330	1,340
貸付料等	120	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90
林野等売払い	400	290	280	220	130	80	20	20	10	10	10
治山勘定受入	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
一般会計受入	340	560	570	560	530	520	520	520	520	520	520
借入金	2,300	320 (250)	0 (420)	0 (230)	0 (10)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
支 出	3,900	2,050	2,020	1,850	1,680	1,610	1,640	1,680	1,700	1,710	1,710
事業関係費	2,140	1,650	1,350	1,360	1,450	1,500	1,540	1,580	1,600	1,610	1,610
業務管理費	1,590	1,150	770	730	710	700	690	690	700	700	700
事業的経費	550	500	580	640	740	810	850	880	900	910	910
交付金等	130	110	100	100	100	100	100	100	100	100	100
利子・償還費	1,630	280	580	390	130	0	0	0	0	0	0
収 支 差	0	0	0	0	80	250	300	330	370	380	390
平成11年度からの 収支差累計		15年度	20年度	25年度	30年度	35年度	40年度	45年度	50年度	55年度	60年度
		0	0	0	420	1,690	3,160	4,820	6,650	8,530	10,470

(注): 1) 本試算は、林野庁による試算である。

2) 平成10年度には、現行体制における累積債務処理部門を含む。

3) 借入金欄の上段は新規の借入金、下段の()は借換に係る借入金

4) 総額と内訳の計が一致しないのは、四捨五入による。

(1本1円値上げによる2,600億円の増収のうち355億円、残りは国鉄の債務処理)が充当されることになっている。農林水産省の一般会計は約3兆円(林野庁の一般会計分だけでは6,000億円)にすぎないのであって、ここに国債費が追加されれば、ただでさえ不十分な農林業予算を圧迫することは必至である。しかも、「国民の森林」にかかわる費用を、今や肩身の狭い愛煙家に押しつけようとするのは、何と姑息なやり方であろうか。

他方、国有林野特別会計に引き継ぐ1兆円の債務返済には、元本返済分として林野・土地の切り売り5,000億円と林産物販売収入からの「剰余金」、利払費としては、一般会計(農水省または林野庁)からの利子補給が予定されている。国有資産の切り売りは、「改善計画」の収入確保策の重要な柱となっていたものであって、これでは先にみた支出削減策の柱である人員削減、山荒らしと相まって、破たんを国自らが認めた「改善計画」そのものの延長でしかない。また、林産物販売収入からの「剰余金」については、その捻出方法に重大な問題点が含まれているので若干詳しく検討しておこう。

表-4-①及び表-4-②が林野庁によって示された平成60年度までの1兆円(特別会計に継承する累積債務の元本分)捻出試算である。この中で問題にしたいのは、まず第1に、今後の収穫量予測(表-4-①)に関してである。平成11～15年度の年平均460万 m³の伐採量が年々増大し、平成41年度以降は年間1,500万 m³以上が想定されている。先述のように、今度の国有林野事業の

「抜本的改革」の基本方針は、木材生産機能重視から公益的機能重視への転換であった。そのため木材生産林の面積割合を54%から21%に縮小しており、収穫量の大幅な増大は期待しにくいのであって、この収穫量予測は、明らかに基本方針と矛盾している。

第2に、林産物販売単価も現実以上に高く設定されている。収支計算の基礎になっている国有林材の販売単価は平成8（1996）年度の価格で、主伐素材（丸太）価格は m^3 当り36.2千円となっているが、1990～97年度の実績によれば、90年度の38.1千円をピークに低下傾向（最低は92年度の31.2千円）にある中で、96年度のみが90年度に次いで高く、97年度はまた低下し31.4千円でしかない。また90～97年度の平均単価33.7千円と比較してもかなり高く設定されている。

このように、この収支計算は「50年間で1兆円の債務返済、うち5,000億円は林産物販売収入の剰余金」という方針を達成するためのつじつま合わせにすぎず、実現は到底不可能といわざるをえない。

以上、「改善計画」に代わる国有林野事業の「抜本的改革」の4大基本方針を具体的に検討してきたが、これらが「抜本的改革」の名に全く値しないことは明らかであろう。もし「政府」や林野庁が国有林野事業を「国民の共通財産」として、「国民参加により」、「国民のために」管理経営し、名実ともに「国民の森林」とすべきということの本気で主張するのであるならば、今までの国有林野事業は「国家の私的財産」として、「国民不在」の中で「財界・国家のために」奉仕する「財界・国家の森林」だったこと（表面的にはともかく実的には）を率直に認め、反省することが出発点でなくてはならないだろう。このことを通じて、はじめて旧来の国家的公共性から国民的公共性を発揮する国有林野事業への転換が可能となるであろう。そして国民的公共性を発揮するにふさわしい国有林野事業の条件整備、すなわち①組織機構（国による一元管理）、②要員規模（削減ではなく拡充、例えば、3万人体制を回復など）、③事業実行形態（直営直用を基本）、④財政措置（一般会計からの大幅繰り入れや累積債務の棚上げと国民合意による返済計画）などが整備される必要がある。これらの4条件はワンセットとして成り立つものであって、今回の答申のように①は単なる林野庁の温存策として、②、③は切り捨て、④は国民負担の合理化策としてつまみ食いの採用される、などというべきものでは決してないのである。

3. 持続的森林経営の確立と地球環境問題への対応

国際自然保護団体の「世界自然保護基金（WWF）」は、8千年前に比べ世界の森林の約2/3は既に消滅したと公表し、FAOの統計によっても1980～1995年に年間平均1,300万ha近く（日本の総森林面積2,500万haの約半分）の熱帯雨林が消失しつづけている。また日本の森林・林業などについても、紙幅の関係で1960年代以降今日までの推移を箇条書き的に概観すれば、以下のとおり事態は年々深刻になってきている。

- ① 木材自給率は、1960年の86%から96年の20%まで低下。
- ② 人工造林面積は、1961年の42万haから96年の4万haに減少。
- ③ いま最も必要な森林の作業である間伐は必要面積の5割水準である21.5万haしか実施されず、しかも利用材積は間伐材積431万 m^3 の43%、185万 m^3 にすぎない（半数以上が採算割

れのため林内放置，96年）。

- ④ 素材（丸太）生産量は，1967年の5,200万 m³ から96年の2,200万 m³ に減少。
- ⑤ 林業就業者は，1960年の44万人から95年の9万人に減少するとともに50歳以上の林業就業者の占める割合が同期間に24%から69%に増大。一方，新規学卒就業者数は1965年の935人から94年の211人に減少。
- ⑥ 立木1 m³ の価格で雇用できる伐木労働者数は，1961年の11.8人，75年の3.4人から96年の0.9人に減少。またスギを植林して50年で伐採するとした場合の林業利回りは，1965年の6.3%から97年の0.3%に低下（林業の収益性の低下）。
- ⑦ 木材・木製品の企業倒産件数は，販売業では1990年の123件から97年の305件に，製造業では99件から同223件に増大。
- ⑧ 森林面積の占める割合が高く主要な林業地域である山村（山村振興法の指定を受けた山村）の63.2%は過疎地域（1996年）。同地域の人口は87年より自然減に。
- ⑨ 中山間地域で1960～95年度に551集落が消滅。今後10年間で2,000集落が無住化の恐れ（1997年国土庁調査）。

要するに，高度成長経済以降の過度の外材依存政策は，国内林業の価格形成力を弱体化し，林業利回り0.3%が端的に示すように産業としての展開可能性を喪失させ，人工造林，間伐，主伐などの林業活動及び林産業を壊滅的に衰退させ，林業従事者という産業としての担い手をも激減させた。これらの結果，農業とともに林業が主たる産業基盤となっていた山村地域は激しい過疎化にみまわれ，高齢化社会，自然減社会，そして集落の崩壊へとつながっていったのである。さらにつけ加えるならば，林業としては成り立たなくなった森林は，他方では観光，不動産資本からみれば安価で絶好な投資対象であって，70年代初頭の列島改造計画や1980年代後半からのバブル期にあっては，リゾート開発の対象として森林の乱開発がくり広げられたことはまだ記憶に新しいところであろう。ここには「持続的な森林経営」も「持続的な社会」も見ることはいできない。

冒頭で述べたように，地球環境問題は一刻の猶予もない程に刻々と悪化しつづけ，国際会議の場でその対策が真剣に討論されてきている。しかし，国際会議での日本の対応にしても，国内の森林・林業対策にしても，残念ながら環境保全的であるよりは環境破壊的に働いていることはすでにみてきた通りである。

その根源は，いまなお経済性最優先（低コスト，効率性，利潤極大化など）の政策が強力に推進されているからである。「安い外材」，「安い外国農産物」依存は，木材自給率20%，食料自給率（カロリーベース）41%という，先進国では全く異常としかいいようのない低水準にまで落ちており，これらが国土の均衡ある活用や産業間のバランスを著しく歪にし，結果的に地域破壊や環境・森林破壊を引き起こすことにつながっているのである。

いまや，森林問題は地球環境問題の中軸的な位置を占めている。我が国のとるべき道は，国内全ての森林を持続可能な状態に導くこと，国有林を国民の共通の財産として適正に管理することであって，そのためには，環境財，公共財の性格を有する森林への十分なる助成（農林家への直接所得補償も含めて）が不可欠であるし，また木材自給率50%への早期回復をめざした外材依存の抑制と国内林業振興策が必要であろう。「柔軟性条項」に便乗して海外への植林にばかり目を向けるのではなく，森林率67%と先進国では最も高い森林率を誇り，多様な植生をもった我が国

の森林を文字通り豊かな森林に再生し、「現代と将来の世代の多様なニーズ」にこたえうる持続可能な森林経営を樹立することこそ真の国際貢献といえるのではなかろうか。

注

- 1) 詳しくは拙著『森と人と環境』，新日本出版社，1997年，25～31頁を参照されたい。
- 2) 平成10年度『環境白書』（総説）1～3頁参照。
- 3) 相ノ谷容造「地球温暖化とわが国の取組み」（『労働の科学』，53巻9号，1998年）7頁に「ネット方式」分を筆者が追加したものである。
- 4) 前掲『環境白書』，5頁。
- 5) 信濃毎日新聞1998年10月2日付け
- 6) (6)日本経済新聞1997年12月27日付け
- 7) 同上
- 8) 同上1998年1月8日付け
- 9) 同上1998年11月2日付け
- 10) 同上1998年3月5日付け
- 11) 同上1998年11月2日付け
- 12) 同上
- 13) 同上
- 14) 同上1998年11月25日付け
- 15) 同上1998年10月31日付け
- 16) 同上
- 17) 同上
- 18) 読売新聞1998年2月19日付け
- 19) しんぶん赤旗1997年12月10日付け
- 20) 詳しくは読売新聞1998年11月7日付け「主張」および同1998年11月17日付け
- 21) 前掲拙稿『森と人と環境』120～198頁。
- 22) 同前，180～189頁に筆者としての国有林野事業の民主的再建案を提示しているので参照されたい。
- 23) 平成9年度『林業白書』，124頁。